

意見書案第3号

働き方改革関連法の施行延期を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月13日

東近江市議会議長

西澤由男様

提出者

東近江市議会議員 森 鉄 兵

賛同者

東近江市議会議員 西 崎 彰

東近江市議会議員 大 橋 保 治

働き方改革関連法の施行延期を求める意見書

働き方改革関連法は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現と、労働環境を見直し、生産性を向上させたいという目的で2019年4月1日から順次施行された。

しかしながら、現在、働き方改革関連法の議論が始まった頃には予見できていなかった2次的な被害や実際の労働現場への影響が明るみになり、特に2024年4月から施行予定の運送業界、医療業界、建設業界における影響は深刻であり、現行の法案ではこれらの重要な産業に甚大な損害を与えかねない。

運送業界は、経済の生命線であり、24時間365日の運営が求められている。この法案が強いる労働時間の厳格化は、配送スケジュールを混乱させ、経済に甚大な影響を及ぼす点が懸念される。また現在でも慢性的なドライバー不足という課題がある中、新たな労働時間の規制は人手不足がさらに深刻化する恐れがある。

医療業界では、医療従事者の勤務時間や勤務形態がより厳しく制限される可能性があり、これにより、特に人手不足が顕著な地方の医療施設では、医療サービスの提供体制が圧迫され、結果として患者へのサービスの質が低下する危険性がある。

建設業界においても、建設プロジェクトは通常、長期間にわたり多くの労働者を必要とするため、法案の施行による労働時間の制限は、プロジェクトの進行スピードの低下やコスト増加につながる可能性がある。また、建設現場の運営を複雑化し、最終的には都市開発やインフラ整備の遅延を招く恐れがあり、この法案の影響は無視できないものである。

中小企業にとっても、新たな労働基準の制約は過大な負担となり、経済全体に悪影響を及ぼすことが考えられる。

現在の不確実な経済状況の中、このような追加の制約は到底容認できるものではなく、働き方改革関連法の施行は、十分な議論と準備、特に運送業界、医療業界、建設業界からの意見を十分に反映させた上で、慎重に進めるべきである。

よって、政府及び国会に対し、働き方改革関連法の施行延期を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

滋賀県東近江市議会議長 西 澤 由 男

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 宛